

令和7年

第1回由利本荘市議会
定例会（3月）追加提出議案

令和7年2月21日

秋田県由利本荘市

令和7年第1回由利本荘市議会定例会（3月）追加提出議案一覧表		ページ
議案第 72号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	1
議案第 73号	由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	18

議案第72号

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年由利本荘市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号。以下「秋田県給与条例」という。）別表第4教育職給料表2教育職給料表（2）（以下「教育職給料表」という。））」に改める。

第4条第7項中「55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員
- （2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第8条及び第9条を次のように改める。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- （1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、一人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

第11条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「この号及び事項」を「次項及び第4項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「月」の次に「（第3項第1号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条第3項中「由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年由利本荘市条例第245号）若しくは由利本荘市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年由利本荘市条例第48号）の適用を受ける職員又は国若しくは他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条第3号を削る。

第20条第1項中「午前0時」を「午後10時」に改め、「から」の次に「翌日の」を加える。

第24条第3号及び第4号並びに第25条第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条中「、第8条から第11条まで及び第27条」を「及び第8条」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙

別表第3の1の表中「、教諭、保育士」、「、主任教諭、主任保育士」及び「、園長、教頭」を削り、「、園長補佐、」を「及び」に改め、「及び指導主事」を削り、「、政策監及び学校教育課長」を「及び政策監」に改める。

別表第3中「等級別基準職務表」を「行政職給料表等級別基準職務表」に改める。

別表第3に次のように加える。

教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の名称等
1級	指導主事の補助の職務
2級	指導主事の職務
3級	困難な業務を分掌する指導主事の職務
4級	学校教育課長

(由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年由利本荘市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第9条まで、」を「、第8条及び」に改め、「及び第26条」を削り、同条第2項中「及び第23条第2項」を「、第23条第2項及び第26条第2項」に、「100分の130」を「100分の125」に、「100分の177.5」を「100分の95」と、同条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第2項中「、第9条」を削り、「、第13条及び第27条」を「及び第13条」に改める。

(由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年由利本荘市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、寒冷地手当」を削る。

(由利本荘市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 由利本荘市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年由利本荘市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、寒冷地手当」を削る。

(由利本荘市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 由利本荘市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成26年由利本荘市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

(由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年由利本荘市条例第245号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、寒冷地手当」を削る。

第8条第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年由利本荘市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則中第7項から第10項までを削り、第11項を第7項とし、第12項から第15項までを4項ずつ繰り上げる。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年由利本荘市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第6条から第7条の2まで並びに第17条」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例第24条及び第25条の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適

用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第8条の規定の適用については、扶養親族たる子において、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは、「1万1,500円」とし、第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第8条第1項第1号に該当する扶養親族については、3,000円とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後の給与条例第13条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 6 施行日から令和10年3月31日までの間における改正後の給与条例第19条に規定する給与の月額合計額は、第8項の規定による割合を乗じて得た額の寒冷地手当を加えた額とする。
- 7 寒冷地手当については、施行日から令和10年3月31日までの間、改正前の給与条例第27条の規定により、令和7年3月31日時点で支給対象職員となっていた者に支給する。ただし、施行日において、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。
- 8 前項の規定により支給する寒冷地手当の支給額については、改正前の給与条例第27条第2項に規定する額に、次の表の基準日の属する月の区分に応じ同表の割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

基準日の属する月	割合
令和7年11月から令和8年3月まで	100分の80
令和8年11月から令和9年3月まで	100分の55
令和9年11月から令和10年3月まで	100分の30

- 9 第6条の規定による改正後の由利本荘市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定、第7条の規定による改正後の由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例の規定及び第8条の規定による改正後の由利本荘市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、第6項から前項までの規定を準用する。

(教育職給料表の適用を受ける者の経過措置等)

- 1 0 施行日の前日において、改正後の給与条例別表第3教育職給料表等級別基準職務表の職務にある職員の施行の日における給料月額、同表により職務の級を決定し、改正後の給与条例第3条第1項に規定する教育職給料表により施行日の前日に受けていた給料表における号給の額の直近上位の額(以下「改正後給料額」という。)の号給とする。
- 1 1 前項の規定により、施行日の前日に受けていた給料月額(改正前の由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年由利本荘市条例第31号)附則第7項の規定による額を含む。)が、施行の日において改正後給料額に達しない額である場合は、差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 2 前項の規定による差額に相当する額は、由利本荘市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成17年由利本荘市規則第34号)により、昇給した場合であっても支給する。
- 1 3 施行の日以降に採用される者の給料月額について、この条例に規定するもののほか、採用の前日に受けていた秋田県給与条例に規定される義務教育等教育特別手当額に相当する額を給料として支給する。

(規則への委任)

- 1 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(人の資格に関する経過措置)

- 1 5 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別紙

令和7年2月21日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会勧告等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231
	25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898	444,836
	26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106	445,440
	27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315	446,044
	28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322	446,648
	29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430	447,353
	30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638	448,159
	31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746	448,562
	32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854	449,267
	33	231,633	268,895	303,439	349,866	374,137	405,559	449,770
	34	232,740	269,701	304,748	351,679	375,044	406,264	450,173
	35	233,848	270,507	306,057	353,492	376,051	406,969	450,576
	36	234,956	271,212	307,366	355,304	377,158	407,674	450,979
	37	236,064	271,917	308,676	356,815	377,964	408,278	451,382
	38	237,071	272,722	309,985	358,225	378,871	408,882	451,785
	39	238,078	273,528	311,294	359,635	379,777	409,386	452,187
40	238,984	274,233	312,603	361,045	380,583	409,788	452,490	

41	239, 891	274, 938	313, 913	362, 556	381, 388	410, 191	452, 792
42	240, 797	275, 743	315, 222	363, 361	382, 194	410, 393	453, 195
43	241, 603	276, 549	316, 531	364, 368	383, 000	410, 695	453, 497
44	242, 408	277, 254	317, 639	365, 375	383, 705	410, 997	453, 799
45	243, 113	277, 959	318, 545	366, 282	384, 410	411, 299	454, 101
46	243, 718	278, 664	319, 854	367, 390	385, 115	411, 601	
47	244, 322	279, 369	321, 164	368, 296	385, 820	411, 903	
48	244, 926	280, 074	322, 473	369, 303	386, 524	412, 206	
49	245, 530	280, 779	323, 681	370, 209	387, 028	412, 407	
50	246, 135	281, 484	324, 991	370, 914	387, 632	412, 709	
51	246, 739	282, 189	326, 199	371, 619	388, 237	413, 011	
52	247, 243	282, 894	327, 408	372, 224	388, 942	413, 313	
53	247, 746	283, 498	328, 717	372, 627	389, 344	413, 515	
54	248, 149	284, 203	329, 825	373, 231	389, 949	413, 817	
55	248, 451	284, 807	330, 933	373, 936	390, 553	414, 119	
56	248, 753	285, 512	332, 040	374, 641	391, 056	414, 421	
57	249, 055	286, 117	332, 745	374, 943	391, 459	414, 623	
58	249, 357	286, 822	333, 652	375, 648	392, 064	414, 925	
59	249, 660	287, 426	334, 357	376, 353	392, 668	415, 227	
60	249, 962	288, 131	335, 162	376, 957	393, 171	415, 428	
61	250, 264	288, 735	335, 968	377, 259	393, 574	415, 630	
62	250, 566	289, 440	336, 371	377, 763	394, 078	415, 932	
63	250, 868	290, 044	336, 975	378, 367	394, 581	416, 234	
64	251, 170	290, 548	337, 680	378, 971	395, 186	416, 435	
65	251, 472	291, 051	338, 486	379, 273	395, 488	416, 637	
66	251, 775	291, 656	339, 191	379, 878	395, 891	416, 939	
67	252, 077	292, 159	339, 896	380, 583	396, 293	417, 241	
68	252, 379	292, 763	340, 500	381, 187	396, 696	417, 442	
69	252, 681	293, 267	341, 004	381, 590	396, 998	417, 644	
70	252, 983	293, 771	341, 608	382, 093	397, 300	417, 946	
71	253, 285	294, 375	342, 111	382, 698	397, 603	418, 248	
72	253, 587	294, 979	342, 716	383, 201	397, 804	418, 450	
73	253, 889	295, 483	343, 018	383, 705	398, 005	418, 651	
74	254, 192	295, 986	343, 521	384, 309	398, 308		
75	254, 494	296, 389	343, 924	384, 812	398, 610		
76	254, 796	296, 691	344, 327	385, 115	398, 811		
77	255, 098	296, 893	344, 730	385, 517	399, 013		
78	255, 400	297, 195	345, 233	386, 021	399, 315		
79	255, 702	297, 396	345, 737	386, 424	399, 617		
80	256, 004	297, 698	346, 240	386, 827	399, 818		
81	256, 306	297, 900	346, 543	387, 229	400, 020		
82	256, 609	298, 101	346, 945	387, 733	400, 322		
83	256, 911	298, 403	347, 348	388, 136	400, 624		
84	257, 213	298, 605	347, 751	388, 539	400, 825		

	85	257, 515	298, 907	348, 053	388, 841	401, 027		
	86	257, 817	299, 209	348, 456				
	87	258, 119	299, 511	348, 859				
	88	258, 421	299, 813	349, 262				
	89	258, 723	300, 115	349, 463				
	90	259, 026	300, 417	349, 866				
	91	259, 328	300, 720	350, 269				
	92	259, 630	301, 122	350, 672				
	93	259, 932	301, 324	350, 873				
	94		301, 525	351, 276				
	95		301, 827	351, 679				
	96		302, 230	351, 981				
	97		302, 432	352, 283				
	98		302, 734	352, 686				
	99		303, 137	353, 089				
	100		303, 539	353, 492				
	101		303, 741	353, 995				
	102		304, 043	354, 398				
	103		304, 345	354, 801				
	104		304, 647	355, 204				
	105		304, 849	355, 707				
	106		305, 151	356, 110				
	107		305, 453	356, 412				
	108		305, 755	356, 714				
	109		305, 956	357, 218				
	110		306, 359					
	111		306, 762					
	112		307, 064					
	113		307, 266					
	114		307, 467					
	115		307, 769					
	116		308, 172					
	117		308, 374					
	118		308, 575					
	119		308, 877					
	120		309, 179					
	121		309, 582					
	122		309, 783					
	123		310, 086					
	124		310, 388					
	125		310, 690					
定年前再任用短時間勤務職員		193, 363	221, 058	261, 846	281, 685	296, 993	322, 876	365, 275

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500		

41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	

	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		301,700	344,400	399,500	473,300

附則別表（附則第2項関係）

1 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		

49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						

106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

2 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4

49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

議案第73号

由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 由利本荘市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割り振り」を「割り振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条第3項中「試験研究に関する業務に従事する職員で規則で定めるもの」を「職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「して」の次に「、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「能率の向上に資する」を「運営に支障がない」に、「4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように」を「4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」に改め、同項ただし書中「4週間ごとの期間について、」を「単位期間ごとの期間について」に、「内容に従い」を「内容に従い、」に、「し、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、前条第3項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。」を「する。」に改める。

第5条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

（1） 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第8条の3第1項中「次に掲げる職員」を「第1号又は第2号に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第15条第1項を除き、以下同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「第1号若しくは第2号に規定する子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下本条及び第9条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を「当該子」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって規則で定めるもの」を削り、同項第3号中「のある職員」を削る。

第9条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

（由利本荘市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 由利本荘市職員の育児休業等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「期間」の次に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあつては、市長の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）」を加え、「1日」を「週休日以外の日において1日」に改める。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年由利本荘市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第16条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第6項中「第5条」を「第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、同条第7項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第17条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第20条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

令和7年2月21日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。